

# 法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第1回）

## （開催要領）

1. 日 時：平成29年9月6日（水）9:30～11:00
2. 場 所：中央合同庁舎8号館共用会議室B
3. 出席者：

大久保 幸世	ビズシード株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
根本 勝則	日本経済団体連合会	常務理事
原 英史	株式会社政策工房	代表取締役
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員
木村 康宏	freee株式会社	社会インフラ企画部長

## （議事次第）

1. 開 会
2. 事務局説明
3. 有識者からのヒアリング
4. 自由討議
5. 閉 会

## （配布資料）

- 資料1：法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の開催について  
資料2：事務局提出資料  
資料3：freee株式会社 木村社会インフラ企画部長提出資料

参考資料1：関委員提出資料

○川村日本経済再生総合事務局参事官 時間になりましたので、ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第1回を開催させていただきます。

御多忙の中、御参集をいただきましてまことにありがとうございました。

議事に先立ちまして、この会議の設立について御説明をさせていただきます。

お手元の資料は御確認ください。議事次第、資料1、資料2は内閣官房の資料で、資料3はfreee株式会社様の資料、創業手帳、その後、参考資料2として新経連様の資料がございます。ない場合はお手を挙げていただきましたらお届けするようにいたします。

そこで資料1をごらんください。「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の開催について」でございます。

1ポツですが、法人設立の手続について「未来投資戦略2017」において、このように位置づけられております。これを受けまして本検討会を開催するというものでございます。

検討会の委員につきましては、別紙、裏側の紙でございますけれども、大久保様、大杉様、関様、朽原様、根本様、原様、宮内様、村上様という形でお願いをしております。ただし、座長が必要と認めるときは、委員の追加または関係者の出席を求めることができるというものでございます。この庶務は内閣官房の日本経済再生総合事務局において処理をさせていただきます。その他、必要な事項については座長が定めるというものでございます。

今回の座長は、中央大学法科大学院の大杉謙一教授にお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず座長から一言、御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大杉座長 皆さん、おはようございます。中央大学の大杉でございます。最初だけ立って御挨拶させていただきます。

私の専門は商法、会社法ということなのですが、残念ながらICTには余り詳しくございませんので、今回の会議におきましてはここにいらっしゃる皆様の御助言をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、法人設立手続のオンライン化とかワンストップ化ということですが、ICTが日本の経済とか社会にこれまでも、そしてこれからも大きなインパクトを与えてきているわけですが、これは私の個人的な見解ですが、起業家がアイデアを思いついたときに最初から全力疾走できるようなシステムになっていることが、今後の日本経済の活性化ですとか、成熟社会の活性化において重要ではないかと考えております。

どうか皆様の御協力をいただけますようお願い申し上げます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長、ありがとうございました。

議事に入ります前に、本会議の公開について御説明をさせていただきます。

本会議の議事につきましては、議事要旨を作成し、公開をさせていただきたいと考えております。会議資料につきましては、検討の円滑な実施に影響が生じるものを非公開にすることが適当と思えるような資料を除きまして、原則公開とさせていただきたいと思っております。

続きまして、本日御出席の方々につきましては時間も限られておりますので、座席表をお手元にお配りさせているものでかえさせていただきます。

なお、政策工房の原代表取締役におかれましては、途中で入室をされる予定でございますので、申し添えさせていただきます。

それでは、ここから議事に入らせていただきます。ここからの進行は大杉座長にお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○大杉座長 本日は事務局からの説明と、本日、有識者としてお越しいただいている株式会社freeの木村部長からのプレゼンテーションの後、自由討議を予定しております。

まず事務局から本会議の検討課題について御説明をお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。「法人設立手順のオンライン・ワンストップ化に向けて」という資料でございます。

1 ページおめくりください。今回、資料の構成といたしまして「経緯」「背景」「論点」という順に御説明をさせていただきます。

まず「経緯」でございます。日本再興戦略、2013年の時点につきましてKPIとしまして2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国で3位以内を目指すということをさせていただいております。このランキングの中では10の分野がございまして、そのうちの1つに法人設立というものがございます。

4 ページ、分野別の評価ということで、全体の評価というのが日本の順位が年々低下している状況でございまして、2013年の15位から2017年では26位になってございます。その中で法人設立につきましては31位というところで、特に順位が低下している分野でございます。

5 ページ、この分野でございますが、OECD諸国と比べまして手順の数が多くて、税・社会保障を別々に行う必要があってランキングが悪いという状態でござ

ざいます。

6 ページ、OECDの中で3位の韓国の例でございますけれども、2011年にオンライン法人設立スタートシステムでStart-bizというものを構築されて、それぞれ直接訪問をして申請をしないといけないのが、オンライン申請でできるようになっているというものでございます。この1つの特徴は、国の省庁、行政機関だけではなくて地方公共団体や電力会社、銀行などもこういう情報を共同利用しているところがございます。

下に書いてございます①で基本情報などなどを入力した後、④で登記申請をしますと、それが完了したことが次のプロセスで⑤国税庁などに伝達をされて、そこで次の申請をしますというボタンを押すといいますか、そういうところをしますとさらに情報がその次の⑥などに転送されて進んでいく。こういった形で流れていくことが韓国では実現されているようでございます。

次に日本国内の背景について御説明をさせていただきます。8 ページ目、電子契約や行政手続のオンラインということについて、環境整備、利便性の向上が進みつつある状況でございます。

まず電子契約のところでございますが、真正な成立の証明というものが民事訴訟を念頭に置きますと必要になってございますが、これに関しまして電子署名法で本人による電子署名が行われていれば、真正に成立したものと推定するという規定が置かれておりまして、環境整備、法整備がなされております。行政手続のオンライン化につきましても法整備が行われておりますし、電子的な保存というものが認められる形になってございます。

さらに公的個人認証につきましても、マイナンバーカードに搭載をされております公的個人認証サービスというものの利便性向上がどんどん図られている、さらに進められようとしている状況でございます。さらに第193回通常国会で電子委任状法というものが成立いたしまして、電子的に法人の代表者が使用人に委任することができるという法整備が進みつつある状況でございます。

そういう中で民間の動きについて御紹介をさせていただきます。9 ページ、民間におきまして電子契約が広がりつつあると聞いております。電子契約のメリットといたしまして締結の迅速化、コスト削減、管理機能の強化といったところがございまして、利用数が拡大をしている。ある民間事業者のサービスでございすけれども、導入企業が1万件で累積の契約締結件数が8万件になっているという話もございすし、大手企業の中の協力企業の取引というところでは、電子契約がどんどん進んでいる状況にあるようでございます。

10 ページ、そういう中で政府への申請といいますか、そういうところでも政府のシステムのAPIを連携したITサービスが提供されつつある状況でございます。本日はこちらにありますfreee株式会社様から、会社設立の状況について御

説明をいただく予定になってございますが、そのほか弥生様など、ほかの会社様でも会社設立の作成支援を提供されている状況にございますし、労働保険、社会保険、こういったところの申請もITでできるようなサービスが提供されつつある状況にございます。

11ページ、そういう中で政府におきましてもデジタルガバメントの推進というところに取り組んでおります。行政内部での業務プロセスの見直しですとか、IT化に当たっての3原則、デジタルファースト原則、コネクテッド・ワンストップ原則、ワンスオンリー原則というものが掲げられて、取り組みを進めるということになってございます。

12ページ、こちら電子政府だけではなくて規制改革の中でもこのような話を認識して進めることになってございます。規制改革会議の行政手続部会の中でもデジタルファースト原則、ワンスオンリー原則というものが掲げられておりますし、アクションプランというところでも単に紙から電子に置きかえるだけではなくて、そもそもの手続の見直しと行政内部での業務改革、BPRをあわせて行うことが掲げられてございます。

13ページ、こういう流れの中で本検討会については、法人設立に関して利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにするということが閣議決定されております。制度、技術面の総合的な観点から官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得るということでございます。

続きまして、本検討に際しましての論点について概略を御説明させていただきます。

15ページ、我が国における現状でございます。大きく分けまして法人設立の登記の前の手続、登記時の手続、登記後の手続があらうかと思えます。資料において面前確認とか書面提出とか書いてあるところがオンラインで実現できていない書面が出てくる、もしくは面前が出てくるものでございます。

あと、ワンストップの状況について御紹介をさせていただきますと、東京開業ワンストップセンターというものがございまして、そちらでは各機関が物理的に勢ぞろいをされてワンストップができる環境になってございますが、現状、そこでできることというものは定款認証を事前に公証人の方と相談をして、アポ取りをして、そのところに赴いたときに認証をしていただいて、それを受けて法人登記の申請をする。同時に国税の設立届け出をする。ここまでがワンストップでできるという状態でございますが、それ以外の法人の銀行口座開設ですとか、地方税ですとか、労働、年金、こういったものについては登記事項証明書を取得しないと次のプロセスに進めないということで、ワンストップできていない。物理的に窓口がそろっていてもできていないという現状でございます。こうしたものを利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できる

ようにするというのが、本検討会の目標でございます。

16ページ、定款認証に関するところでございます。こちらにつきましては公証人の前で確認を受ける必要がございます。また、必要な機器・ソフトを準備する必要がございます。ICカードリーダーですとか必要なソフトウェアの準備が求められております。論点としましては、電子定款の認証における前回の確認ですとか、電子申請のやりやすさというところがあるかと考えてございます。

17ページ、法人の設立登記のところでございます。こちらまず会社の代表者の印鑑の登録を提出する必要がございますけれども、これを書面で別途送付か窓口を持っていく必要がございます。登記申請のところにつきましてもオンライン申請ができる手法は用意されてございますが、時間がかかるというところと、先ほどと同じように機器・ソフトの準備が必要だということがございます。これに関しましては法務省様の行動計画といいますか、そこで掲げられておりますのは原則3日以内に登記を完了できるようにするということを目標にされてございますし、使い勝手の検証もされるとおっしゃっていることを承知しているところでございます。

論点といたしましては、会社代表者の印鑑提出のあり方ですとか、添付書面ですとか処理時間、電子申請のやりやすさというところがあるかと考えてございます。

18ページ、登記後の手続でございます。まず法人の銀行口座開設につきましては、登記事項証明書が求められたりするところがございます。税のところにつきましては、国税は不要になってございますけれども、地方税については登記事項証明書の添付が求められるところでございます。

政府の取り組みというところでは、ここは登記事項証明書の添付省略を図ることを検討している状況もございますし、国税と地方税の一元化、一括作成を可能とするような検討を進められていることも承知しておりますし、法人番号の入力でワンスオンリー的な機能を搭載されようという動きもあると聞いております。

19ページ、そのほかのところ、厚労省様の関係の手続のところですが、e-Govを通じてオンライン申請ができるようになっているというところがございますが、現状ではそれぞれ登記事項証明書の添付が求められる状況でございます。こちらにつきましても登記事項証明書の省略に向けて取り組みを進めようというところですし、e-Govの中ではグループ申請ができるような形を整備されているということでございます。

論点といたしましては、各手続の登記事項証明書の添付不要化、法人登記の情報などのバックヤード連携のあり方、グループ申請のあり方、電子申請のや

りやすさ、e-Govを通じた申請ができていない健保組合の申請の対応というところがあるかと思えます。

最後の論点といたしまして20ページ目をごらんください。手続関係システムのところがございます。手続関係システムについては、外部連携APIというのは公開をいただいておりますが、民間の開発者側から使い勝手について課題があると聞いております。各システムにおいてそれぞれAPIが違う。また、テスト環境が限定されている。申請に関するAPIが公開されていても、完了したというAPIが公開されているのは一部というようなところがございます。また、各システムが独立して存在して連携をされていないというところがございます。

こういうことに関する取り組みといたしましては、国税と地方税、税の分野では民間ベンダーとのコミュニケーションと申しますか、API共通化を順次進めていると承知しておりますし、他の分野も含めて、政府全体でAPI共通化すべき事項を整理しているところもでございます。各システムの連携については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて法人番号の指定・通知のために法務省から国税庁に登記情報の提供がなされておりますし、バックヤードでの連携に向けた取り組みを行っていくというところがございます。ここの論点というところでは、開発者フレンドリーな外部連携API・テスト環境の整備ということで、各省庁システムの連携があらうかと考えてございます。

今後のスケジュールでございますけれども、規制改革会議の行政手続部会ですとか、投資等ワーキング・グループなどと連携をしながら検討を進めてまいります。法人設立のオンライン・ワンストップ化に関する論点は、本検討会において中心的に検討を進めさせていただければと考えてございます。本日9日にキックオフをさせていただいて、第2回、第3回とそれぞれの論点について御議論をいただいた後、未来投資会議構造改革徹底推進会合において進捗状況を報告させていただいて、さらに検討を進めさせていただければと思えます。

冒頭、経緯のところでお説明させていただきましたが、日本の順位低下というのは日本が何もやっていないということではなくて、日本以上に海外が改善をして、相対的に日本の順位が低下しているところがございます。今後、取り組むところにシステム改修ですとか、場合によって法改正が必要ということがあれば、さらに時間がかかるということでございますので、そういう場合に海外はさらに進んでいく可能性がございます。そういう中で3位などを目指しておりますと、その時点で3位にもなれないという状況があらうかと思えますので、さらに先に進むことを意識しながら検討を進めていく必要があるのではないかと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

続きまして、freee株式会社の木村社会インフラ企画部長様より、現在、御提供されている会社設立の支援サービスについて御説明をいただきます。

○木村freee株式会社社会インフラ企画部長 freee株式会社の木村と申します。よろしく願いいたします。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。お手元の資料3でございますけれども、「法人設立支援サービスの現状と課題」と題しまして、弊社が2年ぐらい前から取り組んでおります法人登記を簡単にワンストップでやりましょうというサービスで、どこまでのことを今やれているかということをお紹介したいと思います。その上で、今の時点で逆に差分として、理想としてはここまでやりたいのだけれども、どうしても今の環境ですとこれぐらいまでしかできていない、逆にここができていないという部分も共有させていただきたいと思っております。

お手元の紙をおめくりいただいて、最初の3ページのところは簡単に弊社の紹介でございまして、もともとクラウドの会計ソフトをやっている会社でございまして、今5年ぐらいたって300人ぐらいの会社になっております。もともとの会社が掲げているミッションとして、スモールビジネスにかかわるみんなが創造的な活動にフォーカスできるよということ、中小企業とか個人事業主の方々が本当にやりたいことだけをやっていけば済む世界。本当にやりたいことをするためにどうしても必要になってくる事務手続きみたいなものを極限まで圧縮して、本当にやりたいことだけをやる社会をつくりたいということをやっております。

そういった観点から、一番最初に手をつけたところがクラウドの会計ソフトつまり経理業務というところだったのですけれども、それが4ページをございまして、弊社が今、取り組んでいる事業のカバレッジを載せてございまして、ビジネスを開始するところから運営して成長するという、全てのところをカバーしましょうというところで今やっております、クラウドの会計ソフトから始まって給与計算ソフトを出して、最後に出したのが会社設立 freee ということで、姉妹版みたいなものでこれの個人事業主版の開業 freee というものもあるのですが、今まで4,000ほどの会社がこれによってできています。

2015年6月にリリースして、このサービス自体は完全に無料で提供しております、これによって生まれた法人に弊社のソフトを使っただけだと嬉しいということで、この会社設立のサービス自体は無料で提供させていただいております。

会計ソフトも給与計算ソフトもこの会社の登記の支援サービスも、基本的に通底する効率化の思想みたいなものは一緒でございます、5ページにその部分を少し書いておるのですけれども、とにかく紙とかマニュアルの業務をそのまま電子化しないということが一番の眼目に置いて、全てのソフトウェアを設計しています。そもそもその業務が、ゼロベースで考えると要らないのではないかという話だとか、そもそもそれは完全に機械化できますよねというところで、まず1回完全にBPRをした上で電子化する仕様に落としていくところが重要だというところで、もともと会計ソフトをつくったときも、そういった観点でつくっておったのですけれども、そういったところを転用して会社の設立をするところも、基本的にこの転記作業そのものをなくしていくことができるのではないかという発想でつくったところがございます。

例えば本当にちゃんとBPRをした上で電子化すると、業務の効率化は大幅にできるものがございます、従業員300名規模の法人だと、弊社のアンケートの結果からなのですが、例えば経理の担当で言えば大体平均3.7人ですし、人事労務の担当は3.1人というぐらいの平均値になっておりますけれども、弊社は今300を超えて直近だと400近い従業員がおりますが、経理担当は1人月を切るぐらいで回しておりますし、人事労務も1人の半分の工数で兼任でやっております。残った時間は企画業務をやってくださいということで事業計画、ファイナンスの作業をしたりだとか、人事労務であれば就業規則とかではなくて、オフィスの環境をよりよくするために従業員から希望を募ったりとか、改善側の活動に時間を充てるために、まずオペレーショナルな作業をどこまで自動化できるかということをやっております。

例えばソフトウェアで言えばデータベースを1つにしてしまえば、そもそも転記はなくなりますし、例えば弊社ですと会計の自動仕訳が結構コアな機能ではあるのですけれども、銀行とかクレジットカードのウェブ明細というのは金融機関のサーバーにデータがあるわけです。それを新たに通帳に打ち出して、それをまた打ち込むというのは無駄な作業を2回やっているということなので、そのまま金融機関のサーバーからデータを持ってきて、そのままそれを機械学習で仕訳を打つ形にしてしまうといったようなところで、観点自体を変えると本当に業務というものを大幅にショートカットできるというところで考えてございます。

済みません、前置きが長くなりましたが、6ページ以降、会社設立の商品自体の御説明でございます。

7ページは弊社が会社設立freeeを出した背景として、こういったところに注目しておりましたというところですが、自社調査で、会社の設立をした方にアンケートをしたところ、設立に1カ月ぐらいかかっているという方が

結構いらっしゃるところで、費用的にも結構負担がある。ではみんな費用的にリーズナブルな電子定款を使っているかということ、そうでもなくて、そこはリテラシーの問題もありますけれども、そういったオプション自体を簡単にわかりやすく示しているところがないからだとということも考えていたところがございます。

8 ページが簡単な商品の概要なのですけれども、登記書類を5分でというのがコンセプトでございまして、法人登記に必要な書類の作成を入力された情報をもとに自動転記で支援していくところが眼目でございます。左側の画像を見ていただくと、項目ごとに入力画面があるのですけれども、ここで一度入れた項目をいろいろな書類で何回も何回も使うので、それを裏で自動転記することで必要最低限の項目を打ち込むと23種類の書類が裏でそこに転記されていくという形で、作成支援がされるという仕様になっています。

ウェブの画面もスマホに最適化もできますので、基本的にどこからでも会社をつくれるよというところを売りにしておるところが9ページで申し上げているところがございます。

ではここで、デモをごらんください。画面を見ていただきたいのですけれども、このような画面がございまして、アカウントを作成するとログイン画面になります。

このような形で3つのステップに沿って会社をつくりましょうということで、入力、設立、始動となっていますけれども、一番最初の入力項目は会社の名前です。前株を選んで、名前を漢字と仮名で入れるみたいな形でガイドに沿って入れていきます。同じように会社の住所だとか、代表者氏名だとか出資者みたいな情報があつたりと、このように項目を入れていく形になります。

例えば事業内容となっていますけれども、これもこういう形で簡単に幾つか項目を入れると、裏で定款の形に生成されるという形になっております。こういった形でざっと本当に数スクロールで全部の項目が入力できます。これで設立というボタンを押すと、こちらの画面に移ります。ここで例えば定款の認証方法を選びましょう、公証役場を決めておきましょうとか、このようにガイドをしていくのですけれども、例えばこれは今、電子定款を選んでおりまして、電子定款の場合は行政書士に依頼ができるという形で、5,000円で提供しておりますが、紙の定款を選んだ場合はこの形でダウンロードして、先ほど入力した住所だと多分この公証役場なのでここに行ってください。持ち物リストはこちら、という形でガイドがされていくというところなんです。このように先ほどの入力項目が裏で書類になったものをダウンロードできるようになって、それを印刷して持っていくという形になります。法務局へ登記書類を提出しましょう、その後の手続きに必要な書類をもらいましょうという形でざっと必要なことができ

ていくということです。

これでひと通りの設立手続きが終わると、その後の手続きというのも、ここでワンストップで案内をしておりますし、例えば年金事務所も入っておりますし、そこに持っていくもののリストがあったりとか、税務署に行くというところも例えばこのように近くの税務署が表示されて、そこで持っていくための書類のリストというのはここでまとめてダウンロードできますよとか、都道府県税事務所もそうですし、ここまでが行政の手続きで、その後は銀行口座の作成だとか、法人用のクレジットカードをつくるだとか、ここは弊社のソフトの紹介ですけども、このようになっています。

例えばこのジャパネット銀行さん1つとっても、法人登記で使う情報と申し込み情報は似たものが多いので、ジャパネット銀行さんの申し込みフォームの入力をこちらの情報で補助するみたいなこともこれでやっていけたりするという形で、この画面の中で転記なしでワンストップで行うことはできるようになっています。ただ、このワンストップというのは情報がここに集まっているというだけであって、例えば定款認証が終わりました、登記が終わりましたということ自体は、この画面の中では知る由もないので、基本的にそのやりとりというのはこのサービスの外になるというところで、そういう意味では先ほど行政側からシステムでの通知ができないということも御指摘の中でありましたけれども、この中で全ての作業が完全に済むという意味でのワンストップというのは、まだ実現できていないといったところになります。

画面の紹介としては以上になります。

ではお手元の紙に戻っていただいて11ページでございますけれども、先ほどごらんいただいたとおりではあるのですが、入力画面と設立、始動というふうに3つのフェーズに分けたときに今できていることを整理しております。

1つ目の入力のところは書類作成のための必要事項入力ということですが、フォーマットごとに入力するのではなくて、1回入力したら裏で23の書類が転記されるというところまでできています。設立に関してもガイドとステップに合わせて記入していくことで書類がダウンロードできるようになる。電子定款に関しては司法書士、行政書士に連携しています。その後というところだと、年金事務所だとか、その後に費用な行政手続きへの書類も一括でダウンロードできますというところまでっております。あとは行政手続き以外にも法人をつくったら大体欲しいというものは、ここでワンストップでできるようにしています。

最後に12ページで、ここが本当に一番申し上げたいところなのですが、できていないことというところまでして、入力、設立、始動のそれぞれの場面で何が今、我々としてユーザー様に提供できていないと思っているところですが、

入力のところは特にないかないかと思っています。一方、設立をするところになるとかなり煩雑な調整や操作が多いかと思っています。例えば定款を1つとっても公証人の方との間でかなり詳細なトンマナとか、インデントの修正のやりとりが発生してしまっていて、インデントなどは実際のコンテンツに正直言って関係ないところだと思っていますので、余りこういう細かい修正そのものが発生しないようなスキームにそもそもしたいかと思っています。

例えば電子定款も、こうやって代行で頼むこともできますし、自力でやろうということもオプションとしては加えたいのですが、それを実際にやろうとすると申請総合ソフトがマニュアルなしでは操作できないようなインターフェースになっているので、弊社のソフトを選ぶようなユーザーさんと、利用していただくことは厳しいかと思っています。このオプションは弊社としては、今はないのかと思っています。

あとはオンラインで完結しないというところが大きなものでございまして、例えば電子定款を選んだとしても、結局、後日、定款を役場で受け取る必要がございまして、印鑑届とか資本金の入金記録とかも結局、紙のやりとりが存在してしまうので、それで完全にオンラインできないのであれば、APIにつなぐ開発コストを使ってオンライン化をするというのは、今の段階ではできないかというところで、法務局のAPIに接続する開発も弊社では今、見送っている状況でございます。

また、先ほど御指摘があったように、法務局のAPIは、限定された時間しかテストできないというような開発環境になっております。そんなに大きな規模ではないベンチャー企業の開発組織だと、そのテスト環境に合わせて開発するというのは結構至難の業かと思っています。API自体は存在しているとはいえ、開発者に優しくしない仕様・開発環境ですとなかなか厳しいかと思っています。

ほかにも先ほどの話にもございましたけれども、法務局のAPIに通知機能がないことは、このサービス上で全部が完結するというワンストップ化を阻害している大きな要因かと思っています。

あとは、その後の手続でも年金事務所とか税務署とかいろいろな手続があるところで、それぞれ電子的にやろうとすればe-Tax、e-Gov、eLTAX、などを使えばAPIはあいておりますので、やろうと思えばできるという話ではあるのですが、けれども、実際、弊社だと税務の申告ソフトもやっておりますので、そちらではそれぞれこういったAPIを使わせていただいておりますが、法人の設立のときはこれが全部一緒にまとめてやらないといけないというところがかなりネックだかと思っています。最初にこの処理をするユーザーさんに3つアカウントをとれというのは離脱しないほうが多分おかしいだろうかと思っています。それぞれのアカウントがばらばらで煩雑である。あと、正直言ってそれ

それぞれのインターフェースもかなり厳しいものがあるという状態で、ユーザーさんにそこをお願いするのは難しいなというところで今はやっていないところがございます。そういった意味で設立後の手続もワンストップでは完結できない状態に今あるのかなと考えているところです。

もう少し、そもそもの話になってしまいますけれども、全体として電子申請のための電子認証手段が普及していないというのは、この設立に限らず、この後の会社を運営していく中でもずっと根深い課題として、特に弊社のような業務ソフトの領域ではネックになり続けているというところです。使っていただいているユーザーさんでは、例えばマイナンバーカードで e-Tax の API をうちの申告システムを使ってやりましたという方はすごく好評いただいておりますけれども、そもそもカードを持っていらっしゃる方をもっとふやしていかないと、その利便というのは享受されていかないのかなと思っているところがございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御説明等を踏まえて自由討議に移りたいと思います。御発言をされる方は挙手をお願いいたします。

○関委員 新経済連盟の事務局長の関と申します。

御説明どうもありがとうございました。

新経済連盟でもことし5月に関連する提言等を出して、非常に関心の高い話でございますので、今回この会議に参加するというのは非常にいい機会だと考えております。

事務の説明にも日本再興戦略への記載もあるという説明がございましたし、総理の今までの発言の中にも、世界で一番ビジネスしやすい国にするんだという趣旨の発言をされておりますので、そのうち実現のためという意味では非常にキーとなる課題かなと思っています。デジタルファーストというものを実装するという意味でも具体的な課題となりますので、そういう意味でもぜひ実現していただきたいと考えております。

そういう意味では今ある仕組み、あるいは規制を少し改善するというだけでは全く十分ではないだろうなと思っておりまして、世界を見渡したときのデジタル化、ICTの技術の進展というものに合わせて、抜本的な考え方の改革をぜひ目指していただきたいと思います。

新経連のほうからは参考資料2という形で資料も提出させていただいております。ごく簡単に報告だけさせていただきます。

5月にデジタルファーストの実装に向けた提案というものをさせていただいておりました、例えば12ページにエストニアの前の大統領が日本に来られたときに、新経済連盟と意見交換をしたときがあったのですが、その際に法人設立登記はエストニアでは18分で済む。ちなみにイタリアでは18カ月ということだったので、そのような説明がございました。今ではもっと早いのかもしれないのですが、こういったことも参考にしながら日本ではナンバーワンを目指していただきたいと考えております。

また、同じ参考資料2の9ページから11ページぐらいにかけて関連するページがございます。事務局さんの資料にも似たようなものがございます。我々のその時点での分析ですので不十分な点もあるのかもしれないのですが、法務局さんの制度が非常に多いと思うのですけれども、対面とか書面を法令上、求めるような規制があります。10ページにそのうちの具体的な法律とか、あるいは商業登記規則とかの具体的な規定を参考までに抜き出しております。ここでは対面ではなく対面という用語を使っております。こういったものもぜひ改善していただきたいと思っております。

また、法令に基づかない慣例による対面とか書面が必要だというような手続も実際にはありますので、そういったものを改善していただきたいと思っております。あわせて事務局さんの説明にもありましたけれども、省庁間の連携ができていないということでバックヤードの連携も、ぜひ低コストで実現していただきたいと思っております。

最後に同じ資料の5ページと6ページに、これも一般的なデジタルファーストを目指すに当たっての基本的な考え方を5つほど書いております。

5ページの①がまずオンライン化を原則とするという、サブではなくてメインのまずデジタル化、オンライン化というものを考えていただきたいということと、今、申し上げましたけれども、②にはバックヤード連携の話と、先ほど来の御説明にもありましたが、3番目にBPRで抜本的に例えば本当に印鑑は必要なのかということまで含めて手続を見直した上でのデジタル化、オンライン化というものをやっていただきたいと思っております。

6ページになりますけれども、最新技術というのは実用化がどんどんされていきますので、それを踏まえて規制を見直していただきたいと思っております。多くの規制ができた昔にはなかった仕組みが今は利用できるということなので、ぜひ考えていただきたいと思っております。⑤はAPIによる民間サービスということで木村さんから御説明がございました。

以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

ぜひ発言していただきたいのですが、例えば皆様のお手元にある名札を立てていただくなどすると、司会から見てわかりやすいので、もちろん挙手していただいても構いません。では、お願いいたします。

○根本委員 今般の法人設立手続のオンライン・ワンストップ化は、他の手続におけるオンライン・ワンストップのモデルとなりますので、最先端のもの、最も効率的なものに仕上げていくことが、この場の役割だろうと理解しております。

加えまして、元々のきっかけになりましたビジネス環境の問題につきましても、仮に法人設立の分野で1番になったとしても国全体としてはトップ3に入るのが難しいという状況もあり、他の分野の改善も必要でございますので、この分野は何が何でも1番になれるような工夫をしていく必要があるのだろうという基本的な考え方を持っております。

関委員等からもございましたように、書面や対面・面前の部分は基本的にはなくすことをあらかじめ決めて、それを実現するために何ができるかという観点から議論できればありがたいと思っております。

また、freeeの木村部長のご説明でも23種類という書類の数についての言及がございましたが、そのような書類がどの程度必要なのかというところまで遡って検討できればと思っております。さらに時間も重要です。法務省は申請から原則3日以内に登記を完了するという方針で、処理機関の短縮に向けて非常に努力をしていることは感謝しますが、桁が違う印象があります。エストニアの18分とは言いませんが、もう少し早くなれないかという気はいたします。

その上で、それを実現する上でのバックヤード連携等々につきまして、別途の場での議論もあらかじめ必要になるだろうと思っております。

○大杉座長 では、宮内先生、お願いします。

○宮内委員 弁護士の宮内でございます。

私はもともと電子認証とか暗号とかを企業で研究している者なのですがけれども、いろいろありまして今は弁護士をやっておりまして。この手の手続についてもいろいろとこれまでもやってきた次第でございます。

背景としまして、こういった電子認証を使った取引みたいなものがどのくらい世の中で進んでいるかといいますと、この電子署名法による取引というのも最近、ここ1、2年相当進んできていると感じております。従来は企業の中ではワークフローで電子的なものでやっていて、それをわざわざ紙にして出して、相手方に渡してまたその紙をわざわざキーパンチして、電子的にまたワークフ

ローするというすごく無駄な行為をやっていたわけで、こういうものが全部電子化することによって非常に大きな迅速化、省力化が行われていく。これは民間でも相当行われているということでございます。こういうことに関しまして例えば契約等に用いるときに、電子署名法による電子署名というものがかなり進んできていると考えております。そういうことを背景に今回、いろいろ御説明をいただいた手続について幾つか意見を述べたいと思います。

まず印鑑登録を紙で行っているところがございました。果たしてその印鑑登録自体が要るのかどうかということについて、私は疑問を感じております。現在、印鑑登録して、それに基づいて印鑑で登録印を押した発行申請で電子証明書を発行している。こういう手続になってございますけれども、正直言って、その手順を踏まないで電子証明書だけを発行する。つまり印鑑登録なしで電子証明書だけを発行するような企業を許可してもよいのではないかと考えています。これですとそういった紙の関係が全く必要なく設立できるということでございます。

ちなみに個人に関しましては、印鑑登録がなくてもマイナンバーカードの発行を受けて電子証明書が入っているわけですがけれども、電子証明していくことももちろん可能になってございますから、別に法人であってもこういうことは可能だと考えております。

なお、当初は電子証明書だけ発行を受けて、必要があれば後日、印鑑登録ということも迅速化という意味ではあり得る手続ではないかと考えております。

今のは印鑑登録についてのお話でございますけれども、それから、法人番号の利用をもう少し進めたらいいのではないかと考えています。例えばログインのIDがいろいろあるというのは先ほど御説明いただきましたが、法人番号によって統一化するというのは1つの方法ではないかと考えています。当然、法人番号によりましてひもづけすれば、省庁間あるいは機関間の情報連携というのは非常に迅速に行えるはずですし、ワンストップ化に向けても非常に大きな効果があると考えております。こういったものを用いてバックヤード連携というものをやっていただきたい。ここでは省庁間だけではなくて銀行や店舗も含めて、もちろん地方自治体も含めてやっていくことで進められるのではないかと考えています。

また、電子証明書を用いて申請をすれば、必ずしもバックヤード連携しなくても済むようなところもあると思いますので、こういうところも逆に簡単に全部事項証明書等の証明書を必要としないようなプロセスが可能になるのではないかと考えています。

それから、全体にスピード感というのはかなり違うのではないかとというのは、これまでのお話にございましたけれども、私もそのように思います。こういっ

た登記等のスピード感というのは、民間企業なんかで何かビジネスをやっているときと比べると相当違うのではないかと考えています。これは民間企業に2週間待ってくれと言ったら多分、全然ビジネスにならないと思うのですけれども、そういうところがまずそもそも問題があるのではないかと考えております。これは先ほどからもお話がありましたが、18分でできるかどうかはともかくとしまして、即日を目指すべきだと考えております。

そのためには、いろいろなところを可能な限り自動化していくことがポイントになろうかと思えます。こういったものの中には人手による確認が必要な部分もあろうかと思えますけれども、そういう部分がどこまであるのかきっちり切り分けていく。これは先ほどのBPRの話にもつながると思えますけれども、人手が必要な部分をきっちり切り分けて、できるところはどんどん自動化していくことがいいのではないかと考えています。

定款認証につきましても、定款のいろいろな細かいフォーマットですとか、そういうものが問題になることもございましたし、恐らく定款に関しましては多くの形式要件があろうかと思うところです。これらにつきましては例えば1つのアイデアですけれども、何らかのタグづけみたいなものをやることのできるのではないかと考えています。

例えば特許出願に関しましては、いろいろなタグをつけて最終的にはマシンリーダブルな形に変換して出願することが、これは電子的な出願ですけれども、実際に行われておりまして、これは制度として定着しております。このように何らかのタグをつけて、ここは何が書かれているんだよというのをマシンリーダブルな形にするという方法をとれば、自動化というのは相当進むのではないかと考えておりますし、定款認証につきましても人で確認しなければいけないところも残るとは思いますが、大部分は形式要件を自動的に確認できるのではないかと考えております。

最初のほうでも申しましたが、先ほどfreeeさんの御説明があったとおり、BPRは非常に重要です。民間のシステムを構築するような場合でも、特に最初の業務分析が十分でありませんと、後でシステム構築上のトラブルが多く生じるというのは私どものよく知るところでございます。今回のプロジェクトに当たっては、個々の業務分析を十分に行って、先ほど言いました自動化できるところはどこかというのをしっかり認識して、効果的なシステム構築をやっていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

では大久保さん。

○大久保委員 創業手帳のビズシード株式会社、代表取締役の大久保と申します。今日は皆様スーツで、Tシャツ姿が私と木村さんだけです。

まず私の自己紹介をさせていただきます。お手元の資料の中に「創業手帳」という冊子がありますが、これは会社を作ると届く起業後の手引書で、ここに会社の設立、設立後の流れ、資金調達、広報、IT活用など起業家に役立つ情報が書かれています。月に15,000部、ウェブが100万アクセスぐらいあるメディアです。起業家は全員無料でもらえるという仕組みになっており、創業手帳に入っている広告だけで成立させているので、利用者が無料で使える民間インフラという意味でYahoo!やgoogleに似たビジネスモデルです。

創業手帳に対して問い合わせが月1,500社、年でいうと20,000社近くあります。そうした問い合わせに対してマン・ツー・マンで無料コンサル、無料の創業相談をやっています。今日もあります。月に20本くらい無料のセミナーもやっています。設立して3年目の会社ですが、起業家の方に毎月数百人ぐらい直にお会いする機会がありますので、自分自身が創業者であり、多数の創業者の事情を知っているという立場で発言させていただきたいと思います。

今日のご出席者の中でご自身で起業して会社をつくったことがある方はどれぐらいいらっしゃいますか。挙手をお願いします。いらっしゃらないですね。創業手帳も会社をつくった当時、非常に苦勞をしました。そして、たくさんの起業家に会いますけれども、非常に負担がかかっていると聞いております。

私から申し上げたい事は3点です。

まず、私が3年前に別の会社のサラリーマン役員をやめて、この会社を立ち上げた時のことです。4月に会社設立した後、登記簿謄本を取りに行くのですが、どういうわけか10日ぐらいかかりました。特に手続で不備があったわけでもないのですが、実際にそういうことが自分の経験としてございました。

皆様に伺いたいと思います。会社が事業活動をする際に最低限、何が要りますでしょうか。まずは銀行口座が要りますよね。銀行口座を作るには何が要りますでしょうか。登記簿謄本が要ります。登記簿謄本をとって資料を揃えてから銀行口座の開設まで1週間ぐらいかかりましたので、会社を設立して登記簿謄本がとれるまでに10日、プラス1週間で、銀行口座の開設までに1カ月弱ぐらいかかりました。現場では時間が想像以上にかかってしまうということです。創業手帳で昨年取りました読者向けのアンケートでも、手続きが煩雑、時間がかかり過ぎではないかという声が多くありました。

2点目は、これから皆様に議論をしていただく際に、前提としてご留意いただきたいことです。起業しますとお金がないのです。時間＝キャッシュという概念をぜひ皆さんに持っていただきたいなと思います。私もそうでしたが、起

業直後は自己資金でやりくりをします。しばらくして公的融資、日本政策金融公庫や制度融資などを使う場合もありますが、少ない資金で事業を開始するわけです。サラリーマンですと毎月給料日になればお金が入るという環境ですが、起業すると月末に、人を雇用していれば給料、その他もろもろのお金を払わないといけないという全く逆の状況にあります。

こういう状況の中で1日でも早く事業を立ち上げて事業を軌道に乗せる、テイクオフしないと会社は潰れてしまうわけですから。一日一日が生死を分けるつもりでやらないと潰れてしまう、という必死さがあります。実際に軌道に乗る過程で淘汰されてしまう起業家も多い。従って、起業家にとって時間は極めて重要で、「時間＝キャッシュ＝会社の生存率」のような感覚だと思っていただければと思います。その時間軸からすると、書類を出して長いと10日かかる、というのは起業家の現場感覚からすると、非常に困った事態であると感じます。

3点目として、労力の問題があります。起業する、ということはそもそもゼロから事業を始めるということです。皆様、仕事をしておられる中で、例えば既に軌道に乗って、基盤もある中で仕事をするだけでも忙しいですよ。起業の場合、それをゼロから自分でやるわけですから。とにかくいろいろなことを一人か、少数でやらなければなりません。

そういう中で、例えば役所の手続きに割く労力をどうするか。選択肢としては、大まかに言うと2つあります。

1つ目は社長です。ただし、創業期は事業を作る、人を集める、お金を集める、営業するなど重要な仕事が多い中で、社長が動かざるを得ない。社長にしかできない仕事がたくさんある中で、社長が時間をとられてしまうということになります。

2つ目は士業の方です。これは司法書士さん、行政書士さん。また、顧問の税理士さんのケースもあります。士業の方と関わる機会も多いのですが、士業の方は、作った書類を窓口を持っていく仕事を喜んでやっているといますか。士業の方は、いろいろな手続きや処理がどんどん自動化されていって、API化されていく動きに非常に危機感を覚えています。クラウド会計のような便利なものがありますので、士業の方とお話すると、単純作業に依存することに危機感を覚えている方が多いように感じます。

例えば税理士さんでも単純作業ではなく、自動化されたデータに基づいてコンサルをすとか、資金調達をしてあげるとか、付加価値が高い業務にシフトしようとする動きがあります。そういう意味で言うと、窓口を持っていくだけの業務はコンサルや書類作成より付加価値をつけにくいので、士業の方も必ずしも歓迎しているわけではない、少なくともそうした単純業務に今後、依存できない、という感覚を多くの士業の方は持たれているのではないかと思います。

また、大きな資金の潤沢な会社であれば違うでしょうが、お金のない創業者に高い料金を請求できない、顧客に転嫁しにくいので、現場でどういう場面によく出くわすかという、士業の方が、書類作成の本来の正規料金もらった上で、サービスと一緒に窓口を持っていっています。窓口を持っていくような単純な仕事は、価格転嫁できないのであまり儲かる業務ではないのです。

そういう意味で言うと、事務的な負担が大きい、何度も窓口に行く、というのは人手不足が深刻な士業の現場においても、士業の業界を守るどころか、非常に足かせになっているのではないか、という印象がございます。士業の方の仕事を奪ってしまうのではないかという不安を覚える方もいるかもしれませんが、そこは現場でやっている起業家、士業の方と多く接する立場としては、一般的な印象と少し違うのではないかという現場感を申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。村上さん、お願いいたします。

○村上委員 村上です。どうもありがとうございます。

私からは2点お話ししたいと思います。

1つ目です。十数年前にe-Japan戦略を日本がつくったときの狙いの1つが、民間企業がどんどんIT化を進める中で、行政が足を引っ張らないこと。行政もIT化を進めて企業の経済活動の足かせにならないようにとe-Japan戦略はつくられました。それから十数年たち、部分部分でIT化は進んでいますが、まだまだ十分とは言えない状況というのは、先ほどいろいろと御説明があったとおりにかと思えます。

そういった中で日本の局面は今、大きく変わろうとしています。特に大きいのが人口減少。人がこれからどんどん減っていく中で経済活動を維持するためには、先ほどfreeeさんもおっしゃっていましたように、定型業務や機械にできることは全部機械に任せて、創造的業務に人を振り分けないと、日本の経済活動はどんどんだめになってしまう。こういう非常に危機的な状況にある中で、法人関係の業務効率化は本当に重要な大命題の1つです。だからちょっと便利になればいいという程度ではなく、日本の今後の生き死にを決めるというぐらいの危機感を持って取り組むべきではないかと思っています。それが1つ目です。

2つ目は、この検討会の位置づけです。先ほど事務局からもお話がありましたが、関連する検討が周辺でいろいろ動いています。法人登記情報に関しては、

行政内での共有については去年アクションプランが出され、平成32年までに実現することが決まっています。電子委任状の検討も進められています。印鑑を廃止できないかといった検討も内閣官房IT総合戦略室などで始まっています。関連する動きがいろいろある中で、この検討会はその全体をうまく俯瞰して、どこがどのような動きをいつまでにやるのか、相互の取り組みや検討をつないで調整するとともに、抜けているところがあれば手を打つ。このような役割をこの検討会が果たすべきではないかと思っています。このような位置づけで年内にいい結論が出せればと思っています。

もうひとつ補足します。先ほどプレゼンされたfreeeさんのようなクラウドサービスは、毎年のように新しいサービスを提供して、毎週のように新しい機能をリリースしていると思います。クラウドサービスの、このスピード感を認識する必要があります。国のシステムというのは大体1年かけて設計して、1年かけて開発して、1年かけて導入して、次の更新は5年後ですというような非常にスピードが遅い。クラウドサービスとはスピード感が合っていないと思うのです。だからAPIの利便性向上については、クラウドサービス事業者などのユーザーのことをきちんと見て、ユーザーに対応したAPIの改善をやっていかないといけない。従来の発想やスピード感のままでは、先ほどfreeeさんもおっしゃっていましたが、APIを開発したくないと見放されてしまいます。単にAPIを提供するだけではなく、ユーザーが使ってくれるAPIにするにはどうしたらいいかを考えていく必要があると思います。

長くなりましたが、以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

それでは、朽原委員、お願いします。

○朽原委員 日本商工会議所の朽原でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。中小企業の立場から発言をさせていただきたいと思えます。

現在、生産年齢人口が減少し、人手不足が中小企業の最大の経営課題になっております。このため、政府の動きと呼応する形で、働き方改革による生産性向上を目指すことが必要であると考えております。そのような中で、煩雑な行政手続が生産性向上の阻害要因となっているという事業者の声が大変多くございます。行政手続を簡素化することは、官民双方の働き方改革と生産性向上に直結するものですので、ぜひ電子化、ワンストップ化の取り組みを加速していただきたいと思います。

また、我が国の事業所数は年々急激に減少しており、ここ5年間で約40万者

が消滅しております。国力を維持・発展させるためには事業承継や創業が極めて重要になりますが、我が国の開業率は諸外国に比べて大変低く、かつ、廃業率を下回っております。世界銀行のデータによりますと、開業手続きにかかる日数が11.2日、コストも開業費用の中で7.5%を占めるということが指摘されております。この手間とコストが原因で海外の企業が対日投資をやめたという事例も実際に聞いております。大変重要なテーマでありますので、ぜひ創業環境の整備という切り口から、取り組みをお願いしたいと考えております。

その際、注意していただきたいことが1点ございます。日本には約382万者の企業がございしますが、そのうちの約381万者が中小企業であり、さらにその中の約325万者、85.1%が個人事業主を含む小規模企業でございします。先ほどご発言のあった、木村部長様、大久保社長様の会社をご支援されているのが、まさにこういった規模の企業であろうかと思ひます。したがいまして、法人設立手続を見直していただいた結果、これらの中小・小規模企業の手間とコストがかえって増える、あるいは使われなような制度になってしまつては本末転倒であると考えております。そのため、検討にあたっては、①利用する側の事業者の視点、②規制緩和の視点、③海外企業の視点という3つの視点をお願いしたいと思ひます。

具体的に2点申し上げます。1つは定款認証についてです。定款認証は会社法で定められておりますが、そもそも定款認証という手続が必要なのかどうかという点からご議論いただきたいと思ひます。

仮に定款認証が必要となつた場合、オンライン化の推進について検討することになるかと思ひます。現在も電子定款等をオンラインで申請することは可能ですが、コストをかけて機材を導入し、その機材を使って加工、送信するという大変な手間が生じています。規制緩和や制度の改善などをせず、現状のまま電子定款、オンライン申請を普及することになりますと、かえって中小・小規模企業に負担を強いることになりますので、ぜひ、手間とコストが削減されるような方向での検討をお願いしたいと思ひております。

もう一点は、印鑑制度についてです。印鑑制度をなくしてもいいのではないかという意見を多く耳にします。一方で、我が国においては官民、民民の間で法令あるいは慣習により印鑑文化が根づいております。たった一度きりの会社代表印の窓口での届け出の手間と、電子署名の手続とコストを比較した場合に、中小・小規模企業にとってどちらが望ましいのかというのは、我々商工会議所としてもまだ承知し得ない部分がございます。こちら、そもそも論のところから御検討いただければと思ひます。

以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

次に原さん、お願いできますでしょうか。

○原委員 原でございます。よろしくお願ひいたします。

私は規制改革推進会議の行政手続部会の委員もやっております。事務局さんからその話も御紹介があったのかもしれませんが、そちらとの連携もしていくということなのかなと思っています。

また、私のやっていることと言うと、国家戦略特区の委員もやっているのですけれども、そこで法人の設立についてのワンストップセンターを特区の中でつくっていて、東京だとアークヒルズの中にあたり、福岡市とか幾つかのところで作られているのですが、そんなところでもいろいろな手続を物理的にワンストップにするということを相当程度やったのですが、ただ、実態としてはなかなか手続がそんなには効率化していないという話も聞いたりするものですから、検証も含めてよりしっかりと議論が進められるといいのかなと思っています。

皆さん方がおっしゃられたことと相当程度重なりますが、3つほど申し上げますと、1つは行政手続部会、規制改革のほうでも私はずっと申し上げてきましたのですが、関係省庁間での連携が非常に重要だと思っています。一つ一つの各省の枠の中での手続の最適化というのは相当程度なされやすいのですが、省庁を超えて抜本的に見直していくというのはなかなか進まないことが多くございますので、この場はまさにそういった議論をしていくことになるのかなと思っています。

2つ目に今、定款の認証なんてそもそも要らないのではないかという議論もすべきだという議論があって、全く私もそのとおりで思っているのですが、これまでの先ほどの特区でワンストップセンターの議論をする中でも、そもそも定款の認証ってもっと効率化できないのかといったような議論を少しだけしたこともありましたが、手続自体を変えるというよりは、公証人の方に物理的に場所を移っていただくという程度までしか今できていないのです。ただ、AIの活用なども含めてより抜本的に効率化していく環境ができつつある。どんどん進んでいる中だと思っておりますので、そういった環境の中で定款認証だけでなくさまざまなプロセス全般についてもっと効率化していく余地がないのか、あるいはこれはもう本当は要らないのではないかといったような議論もぜひできるといいのかなと思います。

3点目に印鑑についてやめたらいいのではないかという話と、中小企業にとってはどうなのかといったお話もございました。私がざっくりと思うには、少なくともどちらか選べるように、印鑑はなくていいですという方はそちらも選べ

るようにという仕組みに少なくともできるのではないかという気がいたしますけれども、そういったこと含めて、これまで何度もしばしば議論をされながらなかなか進んでいないところかと思っておりますので、ぜひここで先行事例をつくることができるといいのかなと思っております。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

ほかにもどなたからでも結構です。では木村様、お願いします。

○木村freee株式会社社会インフラ企画部長 皆様からの御意見を伺って、私もこれはぜひ申し上げたいということが幾つか出てまいりましたので、少し補足させていただきます。

印鑑登録ってそもそも要るだろうかとか、電子証明書をダイレクトに登録すればいいではないかという話もございましたけれども、まさにここはそのようにできると電子認証って広がっていくなと思っていて、特に法人登記の手続の定款認証は、電子化することの金銭的なメリットがすごくエンドユーザーにわかりやすいもの、要するに印紙代が要りませんよという話なのですけれども、これだけわかりやすいインセンティブをつけてマイナンバーカードを普及させることができる場合は余りほかにないと思うのです。

なので今せっかく電子委任状みたいなものも制度としてできてきて、社長のマイナンバーカードでとりあえずまず会社をつくりました。その後の運営も委任状とかを使ってうまくやっていくことができるならば、その法人の電子認証はブレークスルーがあるのではないかと個人的にはすごく期待しているところがございます、このマイナンバーカードの普及というものを法人の設立をデジタル化していくというところにひもづけて、うまく両輪で回していけると一番国家的にはよいのではないかと考えております。

そういう意味では電子委任状も非常に大事ななと思っております、電子委任状のユーザー体験（UX）が極めて大事なと思っております。ここだけ操作が難しいとなると、そこで必ずユーザーは離脱します。ほかのところは幾ら便利になっても、1カ所UXが悪いと必ずユーザーは離脱するというところで、全体で70点だからいいよねではなくて、1カ所30点のところがあると、全体として0点になってしまうといったことが非常に重要な視点だと思っております。

あとは先ほど特許申請の例があがりましたが、マシンリーダブルな形でデータを提出するというのは非常に重要なことだと思っております、公証人の方と例えばやりとりするときに、括弧書きの後はインデントを1個下げましょうとかそういう指摘が返ってくるわけです。でも、このやりとりは全て印刷前提

の発想でございまして、印刷を前提にしないならば階層構造を示す方法はほかに幾らでもあるというか、要するにタグをつければいいということなのですけれども、そういった機械可読な形でとにかく物を提出するようにしないといけない。人間が目視で確認することを前提にしたフォーマットを維持することととにかくやめたいと思っております。

あとは民間事業者のサービススピードというところだと、弊社は週1回どころか毎日1修正なり1機能というのはリリースしている状態でございます、改善のスピードというのは民間と行政だと、どうやってもスピードが全然違うのは致し方ないことだと思っております、どちらかというAPI連携というのはそういう意味では機能の部分とインターフェースの部分を切り離して、インターフェースのほうの改善だけをアジャイルにできるようにするための手段だと思っておりますので、インターフェースの部分というのは民間にある種、任せていただいて、本当に必要十分な機能だけを構築していただいて、ちゃんと使いやすいAPIを出していただくことができれば、それが一番費用対効果が高い整備の仕方なのかなと思っております。

そのときに例えば今、APIを1つとっても結構昔に整備された、手が入っていないまま放置されたものが多いのかなと正直、思っております、いわゆる今のRESTと言われる標準的なウェブのAPIの形式になっていない。要するにJSONという形でデータが出てこないの、こちらで変換テーブルを持たないといけなみたいなことが起こっておりますし、そういった形だとなかなかベンチャー企業で開発工数を下げていけないとなると、APIがあってもなかなか活用させていただくのがハードルが高いなと思ってしまうというのが正直なところでございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。言い忘れたということであれば2回目でも構いません。では大久保委員。

○大久保委員 先ほど重要な3点を申し上げましたが、せっかくですので、もう少し現場でこんなことがありますというものを情報提供でお話いたします。

まず起業家サイドから不便だという声は何で上がらないのかという話をしたいと思っております。起業は駆け抜ける感じでやるのです。えいやでものすごい集中力でやります。ですので、起業家からすると、振り返ってもしようがないということがあります。毎月あるものだったら皆さん不満を言うのですが、基本的には一度きりなので、終わったらやれやれという感じでやり切ります。起業家にとっては、会社をつくるというのはようやくスタートラインに立ったと

いうだけなのです。あとは事業を軌道に乗せるために、いろいろなことをやらなければいけません。従って、声を上げるいとまもないということです。年間11万社、新しく法人ができておりますけれども、そういった11万人は、自分にしかできない仕事に集中して忙しく働かないと潰れてしまうという人たちなので、団結して声を上げるということはありません。

先ほど商工会議所の方の御発言もありましたが、410万社の事業者があって、社長の年齢が60歳を超えて、7割後継者がいませんとか、日本はそのような大変な状況です。創業と事業承継は対策をしないと、非常にまずい状況にあります。そのような中で非常に重要な、希少な社会の資源である起業家の負担を少しでも減らすことが必要なのではないかと、手続きで無駄な時間を使わせてはいけないのではないかと、と思います。なかなか起業家から声が上がらない理由は以上でございます。

2番目として、私も大企業のサラリーマンをやめて起業しましたが、経験から言うと、書類、手続きなどのこういうペーパーワークを文句を言わず、ちゃんとできるのが、サラリーマンで言うといいサラリーマンという感覚が、何となく心理的に、皆さんも無意識のうちにあると思います。そこはサラリーマンと起業家でむしろ逆なのではないかと思えます。時間をかけて窓口に行って、人に任せても良い書類を時間をいとわずに自分でやる、というのは良い起業家でしょうか。勉強のためなどの目的があるのであればともかく、時間意識が低い人は、起業の成功率は下がります。つまり起業というのは先ほど言った時間＝キャッシュ＝成功率＝生存率の概念がありますので、いろいろなものを短時間にまとめてやる、もしくは人に任せる、土業の方を使うなり、あらゆる手段で早くやる、効率的にやる、仮に自分でできたとしても、社長は社長にしかできない仕事に集中して事業を作り上げる、というのが正しい姿なのではないかと思えます。社員ではなく社長がやるということなので、一番重要な業務に集中しなければいけないという時期において、先ほどの12ステップをやらせるというのは大丈夫かなと思えます。ですので、ペーパーワークというものに関する見方というのは、皆さんが官庁なり大企業なりで仕事をしている見方と起業家は少し違い、評価尺度が全く違うという前提で起業家を見ていただくといいのかなと思えます。

3番目は電子化です。最近、役所の方から、何で電子申請を使わないのでしょうかという質問を受けたのですが、これは現場で言うと1回しか使わないものために手間をかけて自分のパソコンに認証を入れて、さらにお金を払ってということは余りやらないのです。結果的に土業の方のパソコンに入っているのを代わりにやってもらうとか、そんなパターンが多いです。1回だけのためでも普及させようとするのであれば、1回だけのためのコストに見合うような簡

便性とか、コストにしていけないといけないのかなと思います。あとは先ほどの印鑑の話です。銀行や取引等、色々な場面で印鑑が必要です。会社の設立時だけ印鑑がなくなっても、色々なところの印鑑がなくなるわけではないので、効率化は政府だけ変えてもあまり変わらない、という見方はあるかもしれませんが、実際に国、政府で印鑑が要ると、必然的に他のところでも全部印鑑は要するという流れになります。この紙があることでの自動化の阻害、生産性の低下は日本全体ではとてつもないものがあると思います。まずは公的なところが口火を切ってやっていただかないと、電子化が進まないのではないかと、という気がいたします。

4番目、私自身が非常に大変だったのが、登記簿謄本を何回出すんだということ。実際にここに書いてある12ステップ以外にも、いろいろな取引を始めるなどで登記簿謄本が何かにつけて要るのです。先ほどの10日間、実際にこれは混みぐあいによっていろいろなのですが、皆さん、そもそも登記簿謄本はどこで取れるか知っていますか。東京だとどこでしょうね。例えばこの近くだと竹橋です。もしくは渋谷とか主要なところにあるのですけれども、例えば地方に行くと県庁所在地とかそんな感じ。一刻も早く事業を立ち上げなければいけない起業家で、地方に住んでいる方が、例えばわざわざ県庁所在地に車で2時間かけて来る、しかも何回も要するというのは負担です。窓口に取りに行くという地理的な負担、それから、1回出したものは、役所の間で裏側で回すような仕組みが作れないのかと思います。登記簿謄本をとる手数料もばかにならないのですが、それより断然大きいのは時間的コスト、移動のコストだと考えていただきたいと思います。

私からは追加で4点でした。起業家は忙し過ぎるので不満の声を上げない理由は、不満がないからではなくて、声を上げるほど時間がないくらい皆さん大変ということです。2番目が、本業以外の事に時間をかけてしまうのは良いことではないということです。3番目が電子化の話。4番目が謄本や書類を共有化、簡便化する仕組みにできないか、謄本を取るにも地理的な制約がある、という4点でございました。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

ほかにございましたらお願いします。どうぞ。

○松井法務省民事局商事課長 今、登記事項証明書の取得についてお話がありましたので、所管する法務省民事局商事課長の松井から一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、今お話の中で、地方ですと県庁所在地のみでしか登記

事項証明書がとれないというお話があったのですが、一生懸命PRしていてもまだ足りないのかもしれませんが、全国どこの法務局でもとれることになっておりますので、支局出張所というところでもとれる。全国400くらいでとれるということですので、2時間かけて行くことはないということだけ一言、申し上げさせていただきますたいと思います。また、オンライン申請も非常に伸びておりますので、さらにその普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

私から感想じみたことですがけれども、起業家というのは余りペーパーワークが得意でない、また、そういうことをしている場合でないことも多いわけで、なるべく起業家の時間やコストを削減する方向で省庁横断的な努力が必要だろうと感じました。その際、民間企業の力を上手に借りて、ある種アウトソースというか、そういう部分を積極的に生かしていくというのが推進派の側から見た知見ということですがけれども、きょう余り出ていない話を一言つけ加えますと、何か特定の会社、特定の事業者を優遇するために、こういう制度をつくっているというあらぬ疑いを受けてはいけないので、そのあたりは透明性を持った議論などを心がけていきたいと個人的に思った次第です。

それでは、大体時間になりつつありますので、本日の議論はこれまでとさせていただきます。本日は活発な御議論ありがとうございました。多数の御意見が出ましたけれども、法人設立手続のオンライン化・ワンストップ化について単なる電子化だけではなく、業務改革をしっかりと進めることで、事業者目線で利便性の向上、役所の業務の効率化の双方を実現していただきたく、皆様のお知恵を借りたいと思っております。本日を踏まえまして、次回以降は個別の論点について深く掘り下げてまいりたいと思います。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長、ありがとうございました。

後日、議事要旨を公開させていただきたいと思っております。これに先立ちまして各発言部分について御確認をさせていただきますので、皆様、御協力のほどお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。